

足立区奨学金返済支援助成（高校・大学分）の各種手続きの案内

足立区奨学金返済支援助成は、学業成績が優秀であって、経済的理由から修学のために奨学金を借りる学生に、その返済の一部を助成することにより、修学における経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等と人材育成に資することを目的として発足しました。この資金は、多くの方々からの善意でいただいた多額の寄附金と、区の拠出した資金を積み立てて運用しています。

さて、足立区奨学金返済支援助成の候補者となられた方に、以下の案内をいたしますので、今後の手続きに漏れがないようにご協力願います。

なお、提出された書類だけで確認できない場合、追加書類をお願いする場合があります。不明な点などがございましたら、学務課助成係へお問い合わせください。

1 足立区奨学金返済支援助成の助成条件について

以下の条件を満たした方に助成いたします。

- (1) 進学校または在學校を、正規の修業年数で卒業
- (2) 卒業後、10年以内に2年度分以上、足立区に住民税を全額納付

2 在学中の手続き

毎年年度末に提出するもの

毎年年度末に進級確認のため、「現況確認の依頼」を送付しますので、『学校等進級報告書兼辞退届』を提出してください。

住所・氏名を変更したとき

『変更届』を提出してください。
届出がない場合は、区から送付する通知が自宅に届かず、ご案内を受け取ることができなくなります。

他学校へ転学・編入したとき

(1) 学校の正規の修業年限に変更がない場合

学校の正規の修業年限で卒業であれば、助成は可能です。別紙『異動届』と『編入学許可証』等学校が変わったことがわかる証明書の写しを提出してください。なお、日本学生支援機構第一種奨学金で、再申請となった場合、以下の書類の提出も必要です。

- ・ 転学・編入前の奨学金返還確認書の写し
- ・ 転学・編入後の奨学生証の写し

(2) 正規の修業年限に変更がある場合

東京都育英資金、足立区育英資金や日本学生支援機構が継続しての貸付を認めれば、助成が可能です。以下の書類が必要です。

- ・ 別紙『異動届』
- ・ 『編入学許可証』等学校が変わったことがわかる証明書
- ・ 日本学生支援機構第一種奨学金の方は『転学（編入学）奨学金継続の承認書』の写しを提出してください。

以下の（1）～（3）の事由で留学や休学し、卒業時が延期されたとき

- （1）災害（偶発事故を含む。）により損害をこうむったため、修学が困難となり一定の期間休学したとき。
- （2）傷病等により修学が困難となり、一定期間休学したとき。
- （3）学校が主催する正規の海外留学等により、一定の期間休学したとき。

以下の書類を提出してください。提出がない場合は、正規の修業年限で卒業したと認められず、助成対象となりません。

- ・ 別紙『異動届』
- ・ 「留学や休学の承認書」の写し（在学校で発行）

奨学金を在学中に追加や辞退した場合

在学中の手続きはありません。卒業時に手続き案内をしますので、以下の書類を保管してください。

- ・ 貸与奨学金返還確認書の写し（日本学生支援機構のみ。借入終了時に発行）
- ・ 借用証書の写しまたは返還方法の決定通知書の写し（東京都育英資金、足立区育英資金のみ。借入終了時に発行）

足立区奨学金返済支援助成を辞退する場合

以下の場合は、助成を受けられません。その事実が判明後、『辞退届』を提出願います。

- （1）学校等を中途退学したとき（転学・編入による場合は前のページを参照）
- （2）成績不振等により留年したとき

3 卒業時の手続き（卒業時別途ご案内いたします。）

以下を提出していただく予定です。

- （1）卒業の証明書（写し）等
- （2）貸与奨学金返還確認書（日本学生支援機構第一種のみ）
借用証書の写しまたは返還方法の決定通知書の写し（東京都育英資金・足立区育英資金）

4 卒業後の手続き（卒業後別途ご案内いたします。）

- （1）学校卒業後、10年以内に2年度分以上足立区に住民税を納付してください。
- （2）2年度分の完納した納税証明書（計2通）を卒業後10年以内に学務課に提出してください（提出受付期間：毎年4月～9月）。※令和7年度よりオンライン申請可
- （3）助成金の請求書類を送付しますので、学務課宛返送してください。
- （4）助成金を振り込みします。

5 お問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所南館5階 学務課 助成係 育英資金担当
電話 03-3880-5977（直通）
(受付時間 8:30～17:00 土・日・祝日除く)
メールアドレス gakumu@city.adachi.tokyo.jp